

魚津市出産・育児にやさしい企業奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、魚津市補助金等交付規則（平成2年魚津市規則第6号。以下「規則」という。）第21条の規程に基づき、魚津市出産・育児にやさしい企業奨励金（以下「奨励金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「企業」とは、魚津市内に事業所を有し、当該事業所において常時雇用する労働者を有して事業活動を行う法人又は個人をいう。ただし、国及び地方公共団体を除く。

(奨励金の交付)

第3条 市長は、社会全体で支え合いながら子育てをする環境づくりを一層推進するため、予算の範囲内において奨励金を交付するものとする。

(交付対象者)

第4条 奨励金の交付の対象となる者は、企業の代表者又は管理職が「イクボス宣言」を行っている企業で、かつ、子育てを応援する取組その他の地域貢献活動を行っているもので、次の各号のいずれかに該当する企業とする。

(1) くるみん認定（次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第13条に規定する認定をいう。）を受けていること。

(2) えるぼし認定（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第9条に規定する認定をいう。）を受けていること。

(3) 魚津市内の事業所で勤務する男性の労働者が、平成28年4月1日以降に、育児休業を7日以上連続して取得し、その後復職していること。この場合において育児休業期間の算定については、週休日を含むものとする。

2 前項の規定にかかわらず、この要綱の規定による奨励金の交付を受けた者は、奨励金の交付対象から除くものとする。

(奨励金の額)

第5条 奨励金の額は、10万円とする。

(交付申請)

第6条 奨励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、魚津市出産・育児にやさしい企業奨励金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 「イクボス宣言」の内容及び行った者を明らかにするもの

(2) 子育てを応援する取組その他の地域貢献活動を行っている取組状

況を明らかにする書類

(3) 奨励金の交付対象に該当することを証する書類であって次のいずれかに該当するもの

ア 「くるみん認定」に係る認定通知書の写し（第4条第1項第1号に該当する者に限る。）

イ 「えるぼし認定」に係る認定通知書の写し（第4条第1項第2号に該当する者に限る。）

ウ 育児休業を取得した男性労働者に係る育児休業の取得及び復職に関する事項を証明する書類（第4条第1項第3号に該当する者に限る。）

(4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、奨励金の交付の可否について決定し、魚津市出産・育児にやさしい企業奨励金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 前条の規定により奨励金の交付の決定を受けた申請者（以下「受給者」という。）が、偽りその他不正の手段により奨励金の交付を受けたことが判明した場合は、市長は前条の交付の決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により奨励金の交付の決定を取り消した場合において、受給者が既に奨励金の交付を受けているときは、当該受給者に奨励金の全部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか奨励金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成28年6月29日魚津市告示第98号）

この告示は、平成28年7月1日から施行する。

附 則（平成30年2月15日魚津市告示第16号）

この告示は、公表の日から施行する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

魚津市長 あて

申請者 所在地
企業名
代表者名 印

年度 魚津市出産・育児にやさしい企業奨励金交付申請書

年度において魚津市出産・育児にやさしい企業奨励金を交付されるよう、魚津市出産・育児にやさしい企業奨励金交付要綱第 6 条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

交付申請額 金 円

関係書類

- (1) 「イクボス宣言」の内容及び行った者を明らかにするもの
- (2) 地域貢献活動の取組状況を明らかにする書類
- (3) 次のいずれかの書類
 - ① 「くるみん認定」に係る認定通知書の写し（第 4 条第 1 項第 1 号に該当する場合）
 - ② 「えるぼし認定」に係る認定通知書の写し（第 4 条第 1 項第 2 号に該当する場合）
 - ③ 育児休業を取得した男性労働者に係る育児休業の取得及び復職に関する事項を証明する書類（第 4 条第 1 項第 3 号に該当する場合）
- (4) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第7条関係）
魚津市指令 第 号

様

年度 魚津市出産・育児にやさしい企業奨励金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった魚津市出産・育児にやさしい企業奨励金について、魚津市出産・育児にやさしい企業奨励金交付要綱第7条の規定により、次のとおり決定しましたので、通知します。

記

- 1 交付します。
- 2 交付しません。
交付しない理由

年 月 日

魚津市長